民生委員・児童委員が決まる

新たに委嘱された委員は230人

生活上の相談に乗り、高齢者などを見守る

問合せ 福祉政策課 ☎(740)1172

12月1日、民生委員・児童委員が一斉に改選され、10日に委嘱辞令伝達式が行われました。

新たに委嘱されたのは、230人で、任期は31年11月30日まで。

同委員は、地域の中で生活上のさまざまな相談に乗ったり、高齢者や障がい者、子ども、妊産婦などを見守ります。

同委員には秘密を守る義務（民生委員法第15条）があるため、相談者のプライバシーは守られます。

地域の同委員に相談したいときは、福祉政策課へ問い合わせてください。

■民生委員・児童委員とは

民生委員制度は、大正6年に岡山県で発足した済世顧問制度が始まり。今年100周年を迎える、歴史ある制度です。

同委員は民生委員法に基づき、市民の皆さんが、住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、悩みや心配事がある人たちからの相談を受けます。また、地域で福祉の援助が必要な人を把握して、行政機関に連絡する「パイプ役」などを務めます。

なお、全ての民生委員は、児童福祉法で児童委員を兼ねることとなっており、そのうち16人が主任児童委員として、児童福祉について専門的に担当。区域担当の民生委員・児童委員と共に活動します。

同委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた、県の非常勤の特別職です。報酬は支給されず、通信費や交通費などに充てる活動費が支給されます。

確定申告の特設会場を開設

2月16日～3月15日は伊丹市立産業・情報センターへ

確定申告は不要でも、市・県民税の申告が必要な場合も

問合せ 伊丹税務署 ☎(779)6121

確定申告の相談などは、伊丹市立産業・情報センターで行います。

期間は2月16日㈭～3月15日㈬午前9時―午後4時（土・日曜日、祝日は除く。ただし、2月19日㈰・26日㈰は開設）です。

会場周辺には、専用の駐車場はありません。公共交通機関を利用してください。

また、市役所7階会議室では、2月8日㈬～10日㈮午前9時―午後4時、作成済みの申告書などの受け付けと用紙の交付のみ行います。

なお、伊丹税務署では、2月16日から3月15日まで、申告相談は行いません。申告相談などは、2月16日以降に同センターへ。

確定申告は、国税庁ホームページ（URL＝http://www.nta.go.jp/）で作成し、e-Taxにより提出できる他、印刷して郵送（申告書の控えが必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封）もできます。

【28年分以降の確定申告書の提出に当たっての注意点】

申告者本人や扶養親族などのマイナンバーの記載と、本人確認書類の提示または同書類の写しの添付が必要です。

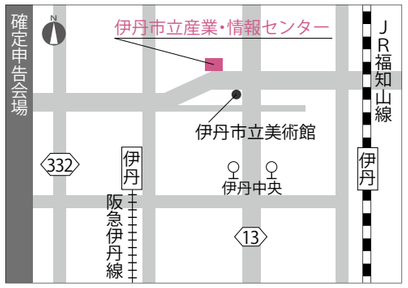

市・県民税の申告

【問合せ】市民税課☎(740)1132

2月6日㈪から3月15日㈬まで、市役所2階の市民税課で、市・県民税の申告を受け付けます（土・日曜日、祝日は除く。ただし、2月19日㈰・26日㈰は開設）。

公的年金などの収入金額が400万円以下で、同年金などに係る雑所得以外の所得が20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要（還付を受ける場合を除く）になりましたが、市・県民税の申告が必要になる場合があります。詳しくは同課へ。

もしもに備える

シェイクアウト訓練に参加を

まず姿勢を低く・頭を守り・動かない

1月12日㈭午前9時半から、市内で震度6弱の地震が発生したと想定し、シェイクアウト訓練（地震発生時の安全行動訓練）を実施します。実施時間になったら、「まず姿勢を低く・頭を守り・動かない」行動をとってください。

また、このシェイクアウト訓練は登録制のメールによる、「かわにし安心ネット」からも通知。併せて、市では災害時の対応を検証する、図上訓練などを行います。

なお、阪神・淡路大震災から22年目となる17日㈫に行う防災行政無線の定期試験放送では、通常の放送に加え、サイレンも使用します。

問合せ 危機管理室 ☎(740)1145

臨時開庁します

マイナンバーカード交付のため

1～3月の最終日曜。事前予約が必要

1月29日と2月26日、3月26日の日曜日に、市役所1階の市民課でマイナンバーカードを交付します。事前に予約の上、同課で受け取ってください。

コンビニでの証明書交付サービスを一時利用停止

1月20日㈮正午から午後4時まで、システムメンテナンスのため、コンビニエンスストアで各種証明書が取得できなくなります。市では、全国のコンビニで住民票の写しや印鑑登録証明書、課税証明書などの証明書を取得できます。なお、コンビニ交付サービスを利用するには、マイナンバーカードが必要です。まだ取得していない人は、申請してください。

【利用可能なコンビニ】セブン-イレブン、ローソン（ローソンストア100を除く）、サークルKサンクス、ファミリーマート、コミュニティ・ストア

問合せ 市民課 ☎(740)1340